



障害福祉サービス（障害児通所支援） 保育所等訪問支援

○専門のスタッフが、保育所等を訪問して支援を行います。

専門スタッフが保育所やその他の児童が集団で生活している施設（保育所等）を訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し支援を行います。

お子さんが集団に適応し、生活しやすくなるよう、一緒に考えていきます。

※利用に際しては、保育所等訪問支援の必要性について、事前に通われている施設と相談した上で申し込みをして下さい。保護者、保育所等、保育所等訪問支援事業所の三者の合意が必要です。

1 対象の方

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証を所持している児童（18歳未満の方）
- ② 手帳等の交付を受けていないが、発達障害のために、障害児通所支援サービスの受給者証を所持している児童

*受給者証を所持していない児童でも、発達障害児で支援の必要性がある旨の「主治医意見書」（市様式）が区役所福祉課に提出され確認を受けている児童は対象。区役所福祉課に相談してください。（意見書作成は自己負担あり）

2 支援内容等

障害児本人への直接支援や保育所等のスタッフへの間接支援を一定期間・継続的・計画的に行います。その内容や頻度・期間は、対象児の状態や保護者のニーズを把握確認し、保育所等と協議の上、個別支援計画に基づき設定します。

3 対象地域（対象児の住民票所在地）

お問い合わせください。

4 利用料負担金

事業所への報酬の1割。1日あたり2,040円が目安。

（ただし、満3歳になって初めての4月1日から

小学校就学までの間は0円になります。）

*負担金の目安は、広島市北部こども療育センターの場合です。



5 手続方法（例）

① 保育所等訪問支援事業所で事前説明と聞き取りを受ける。

- ・ 事業の内容や手続きについて説明を受けて下さい。
お子さんの事前情報、保護者のご希望等の聞き取り等があります。

② 保育所等へ「意見書」の作成依頼をする。

- ・ 保育所等に支援の必要性や状況を記載する「意見書」の作成を依頼してください。

③ 保育所等訪問支援事業所へ「保育所等訪問支援実施計画書」の作成依頼する。
「障害児支援利用計画案（計画相談）」の作成の相談をする。

- ・ 「意見書」を受け取った後、保育所等訪問支援事業所に「保育所等訪問支援実施計画」の作成を依頼してください。

保育所等訪問支援を利用するための「障害児支援利用計画案（計画相談）」を作成する必要があります。

④ 区役所福祉課へ支給申請を行い、支給決定を受ける。

- ・ 支給申請（区役所福祉課）

区総合福祉センター内

「意見書」、「保育所等訪問支援実施計画」、「利用計画案」、「各種手帳、医療受給者証等」、（主治医の意見書）を持参し、本事業の支給申請をしてください。
（後日、障害児通所支援受給者証が送付されてきます。）

⑤ 保育所等訪問支援事業所で契約を締結する。

- ・ 契約（保育所等訪問支援事業所）
印鑑と障害児通所支援受給者証が必要です。

保育所等訪問支援事業所が、保育所等へ訪問して、支援を行います。

- ・ 保育所等への訪問日程等を調整の上、事業所が訪問します。訪問後に、保護者の方に支援についての報告があります。



お問い合わせ

広島市北部こども療育センター
指定保育所等訪問支援事業所
Tel 082-814-5801